


財政部


令和6年度 重点目標

- 1 社会・経済情勢を踏まえた適切な予算編成と持続可能な財政運営
- 2 適正な債権管理・回収による負担の公平性の確保と租税教育の推進
- 3 業務の標準化と公平・公正で適正な課税の推進
- 4 公有財産の適正な管理と利活用及び遊休財産の処分の推進
- 5 入札業務等における電子化の推進と公共工事の品質確保


令和6年度 重点目標管理シート

| 重点目標 | 社会・経済情勢を踏まえた適切な予算編成と持続可能な財政運営 | | 部局名 | 財政部 | 優先順位 | 1位 |
|---|--|---|--|---|----------------------|----|
| 総合計画における位置付け | 第1編 市民が主役のまちづくり 第3章 地方分権にふさわしい行財政経営 第1節 行財政改革の推進と住民サービスの充実 | | 上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」における位置付け | | | |
| 第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け | | | (2) 健全で持続可能な財政基盤への改革 ア歳入の確保 イ健全な財政基盤の構築 オ受益と負担のあり方の見直し | | | |
| 現況・課題 | 国の令和6年度予算は、歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取る予算として編成がなされました。地方財政計画は、地方一般財源総額実質同水準ルールを踏まえ策定され、当市の令和6年度当初予算においても、市税、地方交付税、臨時財政対策債などの一般財源総額は、前年を上回る額を計上していますが、これを上回る歳出の増加があり、例年以上に財源不足が生じ、予算編成のために多額の基金繰入を行っています。また、引き続き海外経済のリスクもある中、当市の財政運営にマイナスの影響が生じる懸念があります。社会保障費や人件費の増加などで厳しい財政状況が見込まれる中においても、総合計画に掲げられた将来都市像の実現を目指すとともに、必要な投資を行う必要があります。更に、デジタル化・脱炭素化などの課題にも取り組むことができるよう、財政基盤強化の取組を継続し、将来世代に過度な負担を強いることのない持続可能な財政運営を行う必要があります。 | | | | | |
| 目的・効果 | 令和6年度は、次の①から④までを重点的な取組とすることで、物価高への対応をはじめとする社会情勢に対応した機動的な対応と将来を見据えた持続可能な財政運営を推進します。 | | 該当するSDGsの目標 |        | | |
| 取組項目及び方法・手段（何をどのように） | 期間・期限（いつ・いつまでに） | 数値目標（どの水準まで） | 中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点） | | 期末報告（目標に対する達成状況・達成度） | |
| ① 社会・経済情勢を踏まえた適切な予算編成 (1) 物価高をはじめとする社会経済情勢の変化に伴う経済対策や災害対応等に対して、迅速かつ機動的な予算編成を行います。 (2) 第二次総合計画の実現を念頭に、令和7年度当初予算編成を行います。 (3) 限られた財源の有効活用を図ります。 | (1)(2)(3) 令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算編成時 | (1) 国や県の動向などを踏まえ、上田市としての対応を精査しながら、迅速な予算措置を行う。 (2)(3) 財源状況を的確に把握するとともに、財政状況や予算編成方針を担当課と共有し、実施事業の選択及び予算の重点的な配分を行う。 | | | | |
| ② 歳入・歳出両面からの財政基盤の強化 (1) 補助制度や財政措置の有利な起債の活用、基金の有効活用などの財源確保に取り組みます。 (2) 歳出削減に向けた取組や更なる既存事業の見直しを実施し、その財源を新たな政策課題等に対するために活用します。 | (1) 令和6年度末 | (1) 各種補助制度等の情報収集を行い、特定財源としての活用を検討する。また、基金の有効活用を検討する。 (2) 令和6年度補正予算及び令和7年度予算編成への活用を目指す。 | | | | |
| ③ 健全財政の維持 (1) 実質公債費比率及び将来負担比率について、第二次総合計画の目標値を下回るよう、計画的な財政運営を行います。 (2) 財政構造の弾力性を確保するため、第四次行革大綱の目標値を下回るよう、経常収支比率に留意して財政運営を行います。 | (1) 令和6年度末 | (1)(2) 令和5年度決算目標値 実質公債費比率6.0%未満 （総合計画令和7年度目標値5.8を見据え設定） 将来負担比率50.0%未満 （総合計画令和7年度目標値40.3を見据え設定） 経常収支比率91.1%以下 （行革大綱令和7年度目標値91.1を見据え設定） | | | | |
| ④ 施設使用料等の改定 (1) 施設使用料等の基本方針である「公の施設における使用料等の考え方」に基づき、関係課と連携し、令和7年4月の改定に向けて取り組めます。 | (1) 令和6年度末 | (1) 令和6年9月議会への条例案の上程を目指して改定作業を行う。 条例改正後、改定について周知を行う。 | | | | |
| 特記事項 | ○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 | | ○取組による効果・残された課題 | | | |



令和6年度 重点目標管理シート

| 重点目標 | 適正な債権管理・回収による負担の公平性の確保と租税教育の推進 | | 部局名 | 財政部 | 優先順位 | 2位 |
|--|---|--|--|---|----------------------|----|
| 総合計画における位置付け | 第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第3章 地方分権にふさわしい行財政経営 第1節 行財政改革の推進と住民サービスの充実 | | 上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」における位置付け | | | |
| 第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け | (2) 健全で持続可能な財政基盤への改革 ア 歳入の確保 | | | | | |
| 現況・課題 | 市税等の取納状況は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度に若干の低下を見せたものの、長期的には改善傾向にあり、令和4年度までの5年間で市税の取納率は1.7ポイント、国保税の取納率は5.5ポイント上昇。滞納繰越額では市税が約4億3千万円減、国保税が約3億5千万円減となりました。県内他市に比べると取納率が低い状態が続いているものの、その差は確実に縮小しています。取納率のさらなる向上を目指し、現年度課税分の滞納額を最小限に止め、滞納繰越額を増加させないことが重要です。市税等の納付については、令和5年度から、地方税統一QRコードの導入に伴い、キャッシュレス納付など多様な納付環境を整備し、納税者の利便性向上を図っています。令和5年4月1日に設置された債権管理室において、債権所管課の進捗状況を把握しながら、法的回収手続きを進めています。 | | | | | |
| 目的・効果 | 税負担の公平性を確保し、市民の納税意識向上に向けた取組の推進を図り、地域経営を支える自主財源を確保することを目指します。各債権の現状を把握し、債権管理の適正化を推進することを目指します。 | | 該当するSDGsの目標 |       | | |
| 取組項目及び方法・手段（何をどのように） | 期間・期限（いつ・いつまでに） | 数値目標（どの水準まで） | 中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）及び（中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点） | | 期末報告（目標に対する達成状況・達成度） | |
| ① 滞納の発生とその長期化を防止する取組の推進 (1) きめ細かな納税相談の実施 (2) 納付案内センターを活用した自主納付催告 (3) 早期の財産調査による差押及び執行停止等、適切な処分の実行 (4) 課税担当課等との連携の推進 | 令和6年度末 | 取納率の目標 市税（現年度） 99.10% 国保（現年度） 96.20% | | | | |
| ② 滞納繰越額縮減のための取組の推進 (1) 差押及び執行停止等、適切な処分の実行 (2) 長野県地方税滞納整理機構と連携した滞納整理 | 令和6年度末 | 取納率の目標 市税（滞繰分） 28.60% 国保（滞繰分） 25.80% | | | | |
| ③ 債権管理事務の適切かつ効率的な実施 (1) 債権所管課へのヒアリングによる債権管理事務実施状況の把握と助言・指導 (2) 債権の管理に関する職員研修会の実施 (3) 法的手続きも含めた債権回収の強化 (4) 債権処理審査会による債権放棄の適正な審査 | (1)(3)(4) 令和6年度末 ## 6月末 | (1) 個別の滞納案件についても処理状況確認・助言の実施 (2) 初めて未収金の回収に従事する職員を対象に早期の研修を実施 (3) 法的な債権回収による未収金の縮減 (4) 各債権の困難案件の把握・事前調整の実施。 | | | | |
| ④ 業務システム標準化の推進 (1) 標準化に向けた業務内容や業務手順の見直し (2) 説明会への参加等による国の動向の把握 | 令和6年度末 | (1) 現行システムとの相違に応じた運用方法の検討 (2) 国の動きに応じた作業スケジュールの策定及び作業の実行 | | | | |
| ⑤ 幅広い世代への租税教育の推進 (1) 租税教室への講師派遣（小学生対象） (2) 納税標語の募集（中学生対象） (3) 広報紙・行政チャンネルを活用した納税に関する広報活動の実施 (4) 留学生向け税金セミナーを開催（外国人対 | (1) 5月～2月 (2) 5月～12月 (3) 4月～3月 (4) 令和6年度末 | (1) 租税教室への講師派遣 (2) 納税標語の募集 (3) 広報紙・行政チャンネルを活用した納税に関する広報活動の実施 (4) 留学生向け税金セミナーを開催 | | | | |
| 特記事項 | ○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 | | ○取組による効果・残された課題 | | | |



令和6年度 重点目標管理シート

| 重点目標 | 業務の標準化と公平・公正で適正な課税の促進 | | 部局名 | 財政部 | 優先順位 | 3位 |
|----------------------------------|--|--------------------------------------|---|--|---|----|
| 総合計画における位置付け | 第1編 市民が主役のまちづくり 第3章 地方分権にふさわしい行財政改経営 第1節 行財政改革の推進と住民サービスの充実 | | 上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」における位置付け | | | |
| 第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け | (2) 健全で持続可能な財政基盤への改革 ア 歳入の確保 | | | | | |
| 現況・課題 | <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度までに自治体情報システムの標準化を実施するため、システム移行の準備作業の必要があります。 公平・公正で適正な課税には、基礎となる課税客体を公平・公正かつ適正に把握することが重要であり、特に固定資産税では建物の有無や土地の利用状況など、基準日（1月1日）の現況を的確に捕捉する必要があります。 申告を前提とした法人市民税や償却資産は、適正申告者との公平性の観点からも、未申告者対策が重要な課題となっています。 | | | | | |
| 目的・効果 | <ul style="list-style-type: none"> 標準化に向け準備作業を進め、業務の効率化を推進する。 固定資産課税情報基礎資料の整備事業を実施し、公正・公平かつ適正な土地評価を実施します。 未申告者の調査・照会等を行い、公正・公平かつ適正な課税を促進し、税務行政に対する市民の信頼度を向上させます。 | | | 該当するSDGsの目標 |  | |
| | 取組項目及び方法・手段（何をどのように） | 期間・期限（いつ・いつまでに） | 数値目標（どの水準まで） | 中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点） | 期末報告（目標に対する達成状況・達成度） | |
| ① | ○ 業務の効率化・標準化に向けた業務及びシステムの見直し (1) 業務内容の標準化に向けた業務内容の見直し (2) ICTの活用による業務の効率化 (3) 業務システムの標準化に向け準備を進める | (1) 年度末 (2) 令和6年10月まで (3) 年度末 | (1) 要領やマニュアルを整備することにより、業務改善を図る。 (2) 税証明書等のオンライン申請導入 (3) 標準化に向け必要な準備を明確にし、実行する。 | | | |
| ② | ○ 固定資産税家屋課税客体調査整備事業の実施 (1) 家屋外形図追加・修正 (2) 家屋判別及び不明家屋の調査・不一致家屋の調査及び判別・課税客体の把握及び対象外の判定 (3) 賦課漏れ家屋の適正な賦課 | 令和7年3月まで | (1) 家屋図の追加・修正（R6年分） (2) 家屋（約3.4万棟）の判別（全市域） 不一致家屋の調査（全市域） (3) 賦課漏れ家屋（約1.1万件）の賦課 | | | |
| ③ | ○ 令和9年度評価替えに向けた土地基礎資料の更新 (1) 現状分析 (2) 用途地区・状況類似地域の見直し (3) 標準宅地の見直し | 令和7年3月まで | (1) 全市域 (2) (3) 全市域872地点（区域） | | | |
| ④ | ○ 税の公平性・信頼性を確保するため未申告者対策を実施 (1) 個人市民税 未申告者への催告 (2) 法人市民税 未申告法人への催告 (3) 償却資産 未申告者の把握と申告催告 | (1) 5月～9月 (2) 6月～2月 (3) 8月～11月 | (1) 18歳以上の未申告者を対象とした申告催告 (2) 県税務所へ申告資料の調査を行い、未申告者へ申告催告 (3) 税務署等へ申告資料等の調査を行い、未申告者へ申告催告 | | | |
| ⑤ | ○ 定額減税制度の適正な実施 (1) 令和6年度個人市民税・県民税における定額減税の実施 (2) 定額減税補足給付金事業の実施 | (1) 年度末 (2) 年度末 | (1) 定額減税額の適正な算出及び賦課 (2) 給付金事業の着実な遂行 | | | |
| 特記事項 | ○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 | | | ○取組による効果・残された課題 | | |

令和6年度 重点目標管理シート

| 重点目標 | 公有財産の適正な管理と利活用及び遊休財産の処分の推進 | 部局名 | 財政部 | 優先順位 | 4位 |
|----------------------------------|--|---------------------------------------|---|---|----------------------|
| 総合計画における位置付け | 第1編 自治・協働・行政市民が主役のまちづくり 第3章 地方分権にふさわしい行財政経営 第1節 行財政改革の推進と住民サービスの充実 | 上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」における位置付け | | | |
| 第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け | | (2) 健全で持続可能な財政基盤への改革 ウ 市有財産の適切な管理と利活用 | | | |
| 現況・課題 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の用途廃止により生じる遊休財産については、予め「用途廃止後の利活用方針」を検討したうえで処分に結び付ける必要があります。また、適正な資産管理を行うと共に、活用が見込まれる未利用財産については、必要となる情報を精査した上で売却や賃貸等の利活用を進めることが必要です。 自主財源の確保や土地開発公社保有地の簿価縮減のため、遊休財産の売却や賃貸等の利活用の促進が必要となっています。 一般会計、土地開発基金、土地開発公社等がそれぞれ保有している未活用土地を、一元的に管理していくための取組みが必要です。 | | | | |
| 目的・効果 | <ul style="list-style-type: none"> 遊休財産の利活用の促進により、自主財源の確保を図ります。 土地開発公社保有地についても、市による活用が見込まれない土地については処分を促進することで経営健全化を図ります。（あわせて公社の設立出資者である上田市の財政負担の軽減につなげます。） 土地の先行取得といった目的において類似した役割を担っている土地開発基金や土地開発公社のあり方について検討し、点在する未活用土地の適正な管理を図ります。 | 該当するSDGsの目標 |  |  | |
| | 取組項目及び方法・手段（何をどのように） | 期間・期限（いつ・いつまでに） | 数値目標（どの水準まで） | 中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）及び（中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点） | 期末報告（目標に対する達成状況・達成度） |
| ① | ○遊休財産や未利用資産の利活用の促進 (1) 平成28年度から協定を締結している公益社団法人長野県宅地建物取引業協会上田支部と幅広く情報提供を図るなど、引き続き民間事業者のノウハウも活用しながら未利用財産の売却や賃貸等の利活用を促進する | (1) 令和6年度末 | (1) 令和6年度において、財産処分の目標金額を30,000千円以上とします。 | | |
| ② | ○未活用土地の一元化の促進 (1) 一般会計、土地開発基金、土地開発公社等がそれぞれ保有している未活用土地の利活用を促進すると共に、一元的に管理していくための取組みを進める | (1) 令和6年度末 | (1) 未利用財産に係る個別の状況や課題などを踏まえつつ、中長期的な視点に立ち、庁内横断的に利活用方針を協議する場である「土地利用検討会議」を活用し、処分・利活用の促進の取組みを進めます。また、一般会計、土地開発基金、土地開発公社等がそれぞれ保有している未活用土地の一元化については、早期の対応に向け、詳細な検討、調整を進めます。 | | |
| ③ | ○資産の有効活用による自主財源の確保 (1) ネーミングライツの導入やインターネットオークションへの出展など、資産の有効活用による自主財源の確保に繋がる取組みを進める | (1) 令和6年度末 | (1) 施設管理においては、単に施設の維持・保全のみならず、ネーミングライツを導入するなど、引き続き施設を活用する取組みへの転換を図ると共に、不用となった市が有する財産については、インターネットオークションに出展するなど、自主財源の確保に繋がる取組みを行います。 | | |
| 特記事項 | ○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 | | | ○取組による効果・残された課題 | |

令和6年度 重点目標管理シート

| 重点目標 | 入札業務等における電子化の推進と公共工事の品質確保 | | 部局名 | 財政部 | 優先順位 | 5位 |
|----------------------------------|--|---|---|---|---|---|
| 総合計画における位置付け | 第1編 自治・協働・行政【市民が主役のまちづくり】 第3章 地方分権にふさわしい行財政経営 1-3-1 行財政改革の推進と住民サービスの充実 | | 上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」 における位置付け | 市内の5G高速大容量通信の環境整備を支援し、新時代を先駆ける上田地域のスマートシティ化への原動力とする | | |
| 第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け | | | | | | |
| 現況・課題 | 入札・契約事務において、受発注者ともに事務の効率化を推進する必要がある。建設業の将来の担い手確保の観点から、長時間労働の是正や週休2日の確保など、働き方改革の推進が喫緊の課題となっている。地域の建設業者が将来にわたり社会資本の整備や工事管理、防災対応の水準を維持するため、公共工事における品質確保を図る必要が生じている。 | | | | | |
| 目的・効果 | 県と市町村で共同利用できるシステムを導入することで、行政事務手続きの標準化及び調達コスト削減等を図る。制度改正を検討し、建設業者における中長期的な担い手確保や技術者等の処遇改善など、働き方改革の推進を図る。技術職員の資質向上により、工事の品質確保や平準化が推進される。 | | 該当するSDGsの目標 |  |  |  |
| | 取組項目及び方法・手段 (何をどのように) | 期間・期限 (いつ・いつまでに) | 数値目標 (どの水準まで) | 中間報告 (目標に対する進捗状況・進捗度) 及び (中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点) | | 期末報告 (目標に対する達成状況・達成度) |
| ① | ○ 入札業務等の電子化の推進 (1) 入札参加資格申請受付・審査システムの導入 (2) 物品調達等における電子入札の導入 (3) 電子入札の推進 (4) 電子契約の導入検討 | (1) 11月 (2) 10月 (3) 通年 (4) 通年 | (1) システムの運用開始 (2) 物品調達等の電子入札利用開始 (3) 電子入札年間150件 (4) 電子契約の導入を検討 | | | |
| ② | ○ 建設業の働き方改革の推進に向けた取組 (1) 建設工事における余裕期間制度の導入検討 (2) 総合評価落札方式による入札の検討 | (1) (2) 通年 | (1) 余裕期間制度の導入を検討 (2) 総合評価落札方式による入札の先進事例の調査・研究 | | | |
| ③ | ○ 技術職員の資質向上の推進 (1) 工事担当課合同会議を開催し、検査指摘項目の共有 (2) 若手職員と検査情報の共有 (3) 発注課が行う公共工事の書類見直しによる省略・簡素化の促進 | (1) 6月合同会議開催 12月検査情報提供 (2) 9月 (3) 期末 | (1) 工事監督員が注力すべき検査項目について情報提供 (2) 検査情報の発信 (3) 工事書類簡素化等の推進 | | | |
| 特記事項 | ○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 | | | ○取組による効果・残された課題 | | |